小児がん等

が ん 調 査 事 業 報 告 書

平成25年2月集計分

青森県

まえがき

六ヶ所村の再処理施設につきましては、県民の中には、健康に対する不安をお持ちの方もいらっしゃいます。

また、県医師会等の有識者からも再処理施設操業開始前から調査を実施すべきとの意見が出されてきました。

このような状況を踏まえ、本県では、平成11年度から国との連携の下に「青森県小児がん等がん調査事業」を実施することになりました。

この調査事業は、再処理施設操業開始前から、小児がん等に関するデータを継続的に収集・蓄積していくとともに、他のがんデータと併せて分析・評価し、その結果を県民に公表していくことを目的とするものです。

調査は、平成12年1月から開始したところですが、本報告書では平成25年1月までに医療機関から報告のあった症例数等をとりまとめました。

なお、医療機関においては、発症の確認から診断、報告までにはある程度の時間を要することから、 本報告書作成後においても、平成12年~24年診断分の症例の報告が行われることが予想されるため、 次年度以降の報告書において、随時、追加報告分を加えた統計処理を行うこととしています。

また、今回の報告書は、当該調査の精度の向上を図るため、本県の小児がん罹患の全数把握及び 小児がん分類の変更を行ったほか、より「見やすく」「わかりやすい」報告書とするため、内容を一 新しております。

おわりに、本調査事業の実施に御協力をいただきました患者さん、その御家族及び関係各位に深く感謝を申し上げます。

平成25年3月

目次

- P1 青森県小児がん等がん調査事業について
- P2 青森県小児がん等がん調査事業の流れ
- P3 用語の定義
- P6 小児がんについて

P8 調査結果

- P10 1 全体の罹患状況
- P11 2 発症時期別等で見る罹患状況
- P14 3 居住地別等で見る罹患状況
- P16 4 母親の職業別で見る罹患状況
- P17 5 年齢階級別で見る罹患状況
- P19 6 白血病に特化した罹患状況
- P21 7 小児によく見られるがん

P23 参考資料

- P24 青森県小児がん等がん調査事業実施要綱
- P26 青森県小児がん等がん調査委員会設置運営要綱
- P29 青森県小児がん等がん調査実施要領
- P36 青森県小児がん等がん調査事業における登録情報取扱要領

青森県小児がん等がん調査事業について

(1)趣旨

六ヶ所村の再処理施設について、国との連携のもと、再処理施設操業開始前から県内の医療機関を対象として、小児がん等に関するデータを継続的に収集・蓄積し、他のがんデータと併せて総合的な分析・評価を行い、その結果を県民の皆様に公表するもの。

(2)調査の対象

県内に住所を有し、平成12年1月以降に悪性新生物(がん・肉腫等)を発症した満18歳未満の方。

(3)調査実施時期

平成12年1月から調査を開始。

今回の報告では、平成 12 年 1 月から平成 25 年 1 月までに報告されたデータを再集計した。

(4)調査票及び調査方法

医療機関や保健所に備え付けている「青森県小児がん登録調査票」を記入後、青森県健康福祉部 がん・生活習慣病対策課に提出。

(5)調査結果の取扱

- 調査結果は弘前大学大学院医学研究科小児科学講座において集計する。
- 調査によって得られた個人の情報は厳密に守られ、調査結果は集計した上で公表されるので、 個人名が特定されることはない。

(6) ICCC コードへの変更

これまで、疾病の分類には、国際疾病分類 ICD (International Classification of Diseases)コードを使用してきたが、今般、ICD コードよりも登録される情報量が多く、小児がん分類や小児がんの研究に適している小児がん分類専用の ICCC (International Classification of Childhood Cancer) コードを用いることとした。

(7) その他

これまでの報告書は、診断時期によりデータを整理し掲載してきたところであるが、再処理施設 操業前後の正確なデータの比較検討を行うという本調査本来の目的を考慮し、今回の報告書からは、 ①発症時期②初診時期(①が不明瞭な場合)③小児慢性特定疾患治療研究事業申請時期(①及び② が不明瞭な場合)をもって、各年の件数を再集計した。

また、これまでの報告書では、本調査に当たって調査データが全て揃ったもののみを掲載していたが、今回、過去のデータを再度見直し、疫学的評価をするために必要なデータ全てを掲載したところである。

このことから、前年の報告書に比して 109 件の増となり、その内訳は、調査データが全て揃った もの 17 件、過去のデータ見直しにより今回新たに掲載したもの 92 件となっている。

青森県小児がん等がん調査事業の流れ

県 民 (患 者)

①受診、調査票の記入

医療機関等

②調査票の記入

⑫公表

③調査票 (2枚)

<u>青森県小児がん等</u> がん調査委員会

⑨集計、解析結果の分析及び評価

⑩報告

⑧データ・報告書案提示

青森県

(調査委員会事務局) ④調査票取りまとめ

①報告書印刷、配布

⑦データ

⑤データ

<u>弘前大学大学院</u> 医学研究科小児科学講座

⑥データの集計・解析

用語の定義

1青森県がん登録事業

青森県がん登録は、青森県に住所を有している全てのがん罹患者を対象に、そのデータを登録していくものであり、平成元年に開始された。

2 ICCC = - F

小児がん国際分類 (ICCC) は WHO が定める国際疾病分類/腫瘍学 (ICD-0) に基づき小児がんを分類し、小児がん登録や小児がん疫学調査の標準となるよう改訂されてきた。最新の小児がん国際分類は第3版である。

3 FAB 分類

現在、急性白血病の形態分類として、広く世界中で用いられている分類。

FAB は French-American-British の略であり、急性リンパ性白血病を 3 種類、急性骨髄性白血病を 8 種類に分類している。



急性骨髄性白血病 8 種類

MO: 微分化型骨髓芽球性白血病

M1:未分化型骨髓芽球性白血病

M2:分化型骨髓芽球性白血病

M3:前骨髄球性白血病

M4:骨髓単球性白血病

M5: 単球性白血病

M6:赤白血病

M7: 巨核球性白血病

4 白血病

骨髄などの造血組織から発生するがんで、大量の血液細胞が作られて、それが血流に入り込んでくる。

5急性骨髄性白血病

骨髄中および血液中に異常な数の骨髄芽球(リンパ芽球以外の幼若な白血球)が検出される疾患で、 侵攻性の(急速に進行する)もの。

「acute myeloblastic leukemia (急性骨髄芽球性白血病)」、「acute myeloid leukemia (急性骨髄性白血病)」、「acute nonlymphocytic leukemia (急性非リンパ性白血病)」、「AML」、「AML」とも呼ばれる。

6急性リンパ性白血病

血液中および骨髄中に過剰な数のリンパ芽球(幼若な白血球)が認められる侵攻性の(急速に進行する)白血病(血液のがん)。

「acute lymphoblastic leukemia (急性リンパ芽球性白血病)」、「ALL」とも呼ばれる。

7慢性骨髄性白血病

骨髄中で過剰な数の白血球(リンパ球ではない)が作られる進行の遅い疾患。

「chronic granulocytic leukemia (慢性顆粒性白血病)」、「chronic myelogenous leukemia (慢性骨髄性白血病)」、「CML」とも呼ばれる。

8骨髓異形成症候群

骨髄で正常な血液細胞が十分に作られなくなる一群の疾患のこと。

「preleukemia (前白血病)」、「smoldering leukemia (くすぶり型白血病)」とも呼ばれる。

9 若年性骨髄単球性白血病 (JMML)

まれな型の小児白血病で、しばしば皮膚、肺、腸管などの組織にがん細胞が転移する。

「JMML (juvenile myelomonocytic leukemia)」とも呼ばれる。

10神経芽細胞腫

腎臓の上にある副腎、あるいは背骨のそばにある交感神経節という部位に生ずる悪性腫瘍。自律神経の一つである交感神経のもととなる細胞が癌化した腫瘍であると考えられている。

11ウィルムス腫瘍

腎臓(じんぞう)で発生する悪性腫瘍で、腎芽腫(じんがしゅ)とも呼ばれる。子どもの悪性腫瘍の約5%を占める病気で、1~4歳の子どもに多くみられる。女児に発症することが、やや多い。左右の腎臓のどちらにも同じ程度に発生し、約5%の患者では、両側に腫瘍がみられる。また、20~30%の患者では、家族に同じ病気がみられるなど、遺伝的な素因が認められる。

12悪性リンパ腫

悪性リンパ腫は、リンパ系の組織から発生する腫瘍(いわゆる"がん")。リンパ系組織とは、ヒトの免疫システムを構成するもので、リンパ節、胸腺(きょうせん)、脾臓(ひぞう)、扁桃腺(へんとうせん)等の組織・臓器と、リンパ節をつなぐリンパ管、そしてその中を流れるリンパ液からなる。リンパ系組織を構成する主な細胞は、リンパ球と呼ばれる白血球。リンパ液の中には液体成分とリンパ球が流れていて、やがて血液と合流する。リンパ系組織は全身に分布しているため、悪性リンパ腫、特に非ホジキンリンパ腫は全身で発生する可能性がある。

13横紋筋肉腫

筋肉の一種である横紋筋のもととなる細胞が癌化した腫瘍であると考えられている。四肢や胸部、腹部の筋肉のある部位だけでなく、眼の周囲、副鼻腔、会陰部、子宮・膣、前立腺、精巣の周囲など体の至る所に発生する腫瘍。

14網膜芽細胞腫

網膜から発生する悪性腫瘍で乳幼児に多い病気。眼球をカメラに例えると網膜はフィルムに相当する部分である。瞳孔から入った光がレンズの働きをする水晶体で屈折されて網膜に映し出される。水晶体と網膜との空間は硝子体と呼ばれる粘ちょうで透明な卵の白味のような物質で満たされている。

15肝芽腫

肝芽腫は、小児癌の一種で肝臓に悪性の腫瘍ができてしまう病気である。小児の肝臓癌の中では最も 頻度が高いが、子供 100 万人におよそ 1 人の発症率だと言われている。

16胚細胞腫

胚細胞腫瘍は稀ながんの一つで、中枢神経(脳と脊髄)や生殖器、背骨などに奇形をもつ子どもの発症率がやや高いという報告がある。一部の胚細胞腫瘍では、染色体の異常も指摘されている。

17脳腫瘍

小児にみられる脳腫瘍をいう。脳腫瘍は小児ではかならずしも少なくはなく、いわゆる小児癌(がん) (悪性新生物)の統計では白血病に次いで多い。乳児にはまれであるが、2歳以後ではどの年齢にもみられる。小児脳腫瘍の特徴は、成人に比べて、小脳や脳幹部(中脳、橋(きょう)、延髄)に多いこと、脳の中央部に発生するものが多いこと、などである。

18二次保健医療圏

二次保健医療圏は、原則として特殊な医療を除く入院医療を圏域内で確保し、専門的な保健福祉サービスと連携した包括的な保健医療サービスを提供していくための区域として設定するもの。

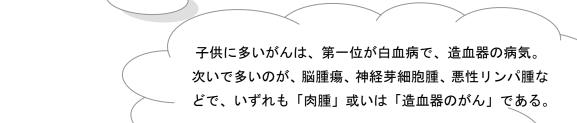
本県では6つあり、当報告書でも、これを使用している。

- ▶ 青森地域 ▶ 西北五地域
- ▶ 津軽地域 ▶ 上十三地域
- ▶ 八戸地域 ▶ 下北地域

小児がんについて

小児がんは、通常 15 歳未満の子供が罹る悪性新生物のこと。大人のがんとは違う原因もあって発症するものと思われる。※当該調査では、15 歳までではなく、18 未満までを対象としている。

大人であれば、生活習慣の乱れが、がん発症に直結することがある。原因は特定されていないが、喫煙者のがん発症率は高く、また食生活の乱れもがんを誘発する一因になる。しかし、子供にはそういった生活習慣の問題がないことが多いので、その点からも、大人のがんとは異質のものと言えるだろう。 それ以外に特徴的なのは、大人のがん患者には胃がん、肺がんなどの「がん」が多く、子供の場合は「がん」よりも「肉腫」系統の悪性新生物が圧倒的に多いこと。この違いは、生活習慣の関連性の有無にも関わりがあるのかもしれないが、原因は特定されていない。



-- ICCC コードー覧表 ------

01	白血病、骨髓増殖性疾患、骨髓異形成疾患
02	リンパ腫、細網内皮新生物
03	中枢神経系新生物、混合型頭蓋内新生物、混合型脊髄内新生物
04	神経芽腫、他の末梢神経細胞腫
05	網膜芽腫
06	腎腫瘍
07	肝腫瘍
08	悪性骨腫瘍
09	軟部組織肉腫、他の骨外性肉腫
10	胚細胞腫瘍, 絨毛性腫瘍, 性腺の新生物
11	その他の悪性上皮性新生物、その他の悪性メラノーマ
12	その他の悪性新生物、その他の特定できない悪性新生物

上記 ICCC コードを元に簡素化したものが下の表になり、当報告書では、下の ICCC コードー覧表を使用している。

01	白血病など
02	リンパ腫など
03	中枢神経系腫瘍
04	神経芽腫などの末梢神経腫瘍
05	網膜芽腫
06	腎腫瘍
07	肝腫瘍
08	悪性骨腫瘍
09	軟部肉腫など
10	胚細胞性腫瘍など
11	上皮性腫瘍および悪性黒色腫
12	分類不能ながん

調査結果

集計の期間

発症年月日等が平成12年1月1日から平成25年1月31日までのもの。

集計の時期

平成25年2月7日現在

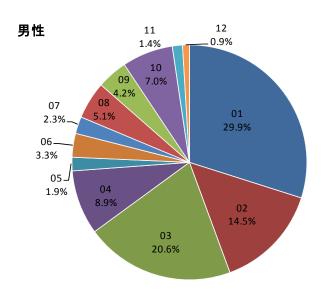
1 全体の罹患状況

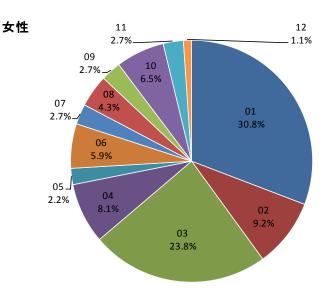
単位:人

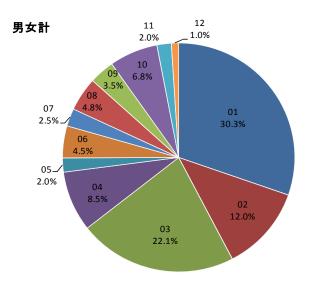
			男性	女性	計
	01	白血病など	64	57	121
	02	リンパ腫など	31	17	48
	03	中枢神経系腫瘍	44	44	88
I	04	神経芽腫などの未梢神経腫瘍	19	15	34
С	05	網膜芽腫	4	4	8
С	06	腎腫瘍	7	11	18
C	07	肝腫瘍	5	5	10
_	08	悪性骨肉腫	11	8	19
F.	09	軟部肉腫など	9	5	14
	10	胚細胞性腫瘍など	15	12	27
	11	上皮性腫瘍および悪性黒色腫	3	5	8
	12	分類不能ながん	2	2	4
		合 計	214	185	399

罹患数全体を見ると、男性の罹患数が女性を上回っているが、06 腎腫瘍、及び 11 上皮性腫瘍および 悪性黒色腫では女性が男性を上回っている。

疾病の構成比は、01 白血病などが全体の約3割であり、01 白血病などと03 中枢神経系腫瘍を合わせると5割を超える。その他、02 リンパ腫なども男性で14.5%、女性で9.2%と、01 白血病、03 中枢神経系腫瘍に続き、第3位となっている。男女では、その構成比に大きな違いは見受けられない。







- 01 白血病など
- 02 リンパ腫など
- 03 中枢神経系腫瘍
- 04 神経芽腫などの未梢神経腫瘍
- 05 網膜芽腫
- 06 腎腫瘍
- 07 肝腫瘍
- 08 悪性骨肉腫
- 09 軟部肉腫など
- 10 胚細胞性腫瘍など
- 11 上皮性腫瘍および悪性黒色腫
- 12 分類不能ながん

2 発症時期別等で見る罹患状況

原則として、小児がんを発症した時期でデータを整理しているが、発症時期が不明確なケースは、初診時期で整理し、初診時期も不明確なケースは、小児慢性特定疾患治療研究事業への申請時期で整理している。

単位:人

		男 性				発症	· 初詞	診・月	慢申	請時	期(平成)				小	合
		第 注	時期	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	計	計
			発症	9	4	4	5	6	4	6	8	6	3	4	4	ı	63	
	01	白血病など	初診	-	-	-	_	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	64
			小慢	1	-	-	_	_	-	-	-	-	_	_	-	-	1	
			発症	1	1	_	1	1	4	4	5	2	3	5	1	1	29	
	02	リンパ腫など	初診	-	_	_	_	1	-	-	-	1	-	_	-	_	2	31
			小慢	-	_	_	_	_	-	-	-	-	-	-	-	-	_	
			発症	3	5	5	1	8	4	_	3	4	3	3	_	1	40	
	03	中枢神経系腫瘍	初診	_	_	_	1	_	1	-	-	-	_	_	_	-	2	44
			小慢	2	_	_	_	-	_	_	_	_	_	_	_	_	2	
			発症	1	1	4	2	1	2	3	1	1	1	2	-	-	19	
	04	神経芽腫などの末梢神経腫	· ···································	_	-	-	-	-	-	-	-	ı	-	-	-	1	1	19
			小慢	_	-	-	-	-	-	ı	ı	ı	-	-	-	-	-	
			発症	_	-	-	1	-	-	-	-	ı	-	2	-	1	4	
	05	網膜芽腫	初診	_	-	-	_	-	-	-	-	-	_	_	-	_	_	4
I			小慢	-	_	_	_	_	-	-	-	-	_	_	-	_	_	
С			発症	_	1	-	-	-	-	1	ı	1	2	-	2	-	7	
С	06	腎腫瘍	初診	_	-	-	_	-	-	-	-	-	_	_	-	_	_	7
С			小慢	-	_	_	_	_	-	-	-	-	-	_	-	-	_	
0			発症	1	_	_	_	1	1	1	-	1	-	_	-	-	5	
7 -	07	肝腫瘍	初診	-	_	_	_	_	-	-	-	-	-	_	-	-	_	5
			小慢	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-	-	_	
7,			発症	-	_	_	2	-	2	1	-	-	3	1	1	-	10	
	08	悪性骨肉腫	初診	_	_	_	_	_	-	-	-	-	_	1	_	_	1	11
			小慢	_	_	_	_	_	-	-	-	-	_	_	-	_	_	
			発症	1	1	_	1	1	-	1	1	-	1	1	1	_	9	
	09	軟部肉腫など	初診	_	_	_	_	_	-	_	_	-	_	_	_	_	_	9
			小慢	_	_	_	_	_	_	_	_	-	_	_	_	_	_	
			発症	_	-	2	2	1	1	2	-	2	-	_	2	-	12	
	10	胚細胞性腫瘍など	初診	_	_	1	_	_	-	-	-	-	2	_	-	-	3	15
			小慢	_	_	_	_	_	_	-	-	-	-	_	_	_	_	
			発症	-	1	_	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	3	
	11	上皮性腫瘍および悪性黒色	植初診	_	_	_	_	-	-	_	_	-	-	-	_	-	_	3
			小慢	-	-	-	_	_	-	-	-	-	_	_	-	_	_	
			発症	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2]]
	12	分類不能ながん	初診	_	_	_	_	-	-	-	-	-	-	_	-	-	_	2
			小慢	_	-	-	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	
			発症	16	15	15	16	19	18	19	18	18	16	18	11	4	203	
	4	計	初診	_	_	1	1	1	1	-	-	1	2	1	_	-	8	214
			小慢	3	-	-	-	-	-	-	-	_	-	_	_	-	3	

小児がんは、その発生件数が元々少ないため、1 件増えただけで、その罹患率が大きく上昇してしまう。男性では、平成 16 年と 18 年の罹患数が 20 件と最も多いが、大きな罹患数の変化は見受けられない。毎年約 10 件~20 件の間で推移している。

単位:人

						3 %	1	· A	ı. "II»	, =±	- 	ਗ ਼	\					1:人
		女 性	-1.11-		_	70 JL	_	彡・/		_		平成					小	合
			時期	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	計	計
			発症	5	3	10	6	2	8	4	7	2	5	2	1	_	55	
	01	白血病など	初診	_	_	1	_	1	_	-	-	-	-	-	-	-	2	57
			小慢	_	_	_	_	_	_	-	-	-	-	-	-	-	_	
			発症	1	2	-	1	1	1	1	-	2	2	3	1	-	15	
	02	リンパ腫など	初診	_	_	_	1	_	_	-	-	-	-	-	-	-	1	17
			小慢	1	_	_	_	-	_	-	-	_	_	_	_	-	1	
			発症	_	1	2	2	1	2	4	8	4	5	5	1	-	35	
	03	中枢神経系腫瘍	初診	2	2	1	2	1	-	-	-	1	_	_	_	-	9	44
			小慢	_	-	_	_	-	_	-	-	-	-	-	-	-	_	
			発症	4	2	2	-	ı	1	ı	4	1	1	ı	ı	ı	15	
	04	神経芽腫などの末梢神経腫瘍	初診	_	_	_	_	_	_	-	-	-	-	-	-	-	_	15
			小慢	_	ı	_	_	ı	ı	ı	ı	ı	ı	ı	ı	ı	ı	
			発症	1	-	_	1	-	_	1	-	-	-	1	-	_	4	
	05	網膜芽腫	初診	_	-	_	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4
I			小慢	_	-	_	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
С			発症	-	-	1	4	2	-	-	-	2	1	-	1	-	11	
С	06	腎腫瘍	初診	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-	_	11
			小慢	_	_	_	_	_	_	-	-	-	-	-	-	-	_	
С			発症	2	_	_	1	_	_	_	_	_	1	1	_	_	5	
口	07	肝腫瘍	初診	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-	5
-1			小慢	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
ド			発症	_	_	1	_	_	2	1	2	1	_	_	1	_	8	
	08	悪性骨肉腫	初診	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	8
			小慢	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
			発症	1	_	_	1	1	_	1	_	_	_	_	1	_	5	
	09	軟部肉腫など	初診	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	5
			小慢	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
			発症	1	1	1	_	_	1	2	_	_	2	2	1	_	11	
	10	▎ ፟上胚細胞性腫瘍など	初診	<u> </u>	-	_	_	1	-	_	_	_	_	_	-	_	1	12
	, ,	12 14 10 12 11 12 70 16 C	小慢	_	_	_	_	-	_	_	_	_	_	_	_	_	-	12
			発症	1	_	_	_	2	_	_	_	_	1	_	_	_	4	
	11	上皮性腫瘍および悪性黒色腫	初診	-		_	_	_	1		_	_	<u>'</u>	_	_	_	1	5
	'' '	工人は唯物のよび心は無し唯	小慢	_	_	_	_	_	-	_	_	_	_	_	_	_	-	3
	10	ム粉をおかれ!	発症	_	1	_	_	_	_	_	1	_	_	_	_	_	1	2
	12	分類不能ながん	初診		1	_		_	_	_	_	_	_	_	_	_	1	
			小慢	-	-	-	-	-		-				-	-	-		
			発症	16	9	17	16	9	15	14	22	12	18	14	7	_	169	105
	Ž	計	初診	2	3	2	3	3	1	_	_	1	_	_	_	-	15	185
			小慢	1	-	-	-	-	-	-	_	-	_	-	-	-	1	

女性では、男性で罹患数が最も多かった平成 16 年と 18 年の罹患数が比較的少なく、平成 19 年の罹患数が最も多い。こちらも、大きな罹患数の変化は見受けられない。

単位:人

						発症	· 初a	彡・/	小慢申	請時	期(平成	()				小	合
	5	男 女 計	時期	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	計	計
			発症	14	7	14	11	8	12	10	15	8	8	6	5	_	118	
	01	白血病など	初診	-	-	1	-	1	_	-	-	_	_	_	_	_	2	121
			小慢	1	_	-	_	-	_	-	-	_	_	_	_	_	1	
			発症	2	3	-	2	2	5	5	5	4	5	8	2	1	44	
	02	リンパ腫など	初診	-	-	-	1	1	_	-	-	1	-	_	-	_	3	48
			小慢	1	ı	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	
			発症	3	6	7	3	9	6	4	11	8	8	8	1	1	75	
	03	中枢神経系腫瘍	初診	2	2	1	3	1	1	-	-	1	-	-	-	-	11	88
			小慢	2	ı	-	_	-	_	-	-	_	_	_	_	-	2	
			発症	5	3	6	2	1	3	3	5	2	2	2	-	-	34	
	04	神経芽腫などの末梢神経腫瘍	初診	ı	I	ı	-	ı	-	ı	ı	_	_	-	_	_	-	34
			小慢	ı	ı	ı	-	ı	-	ı	ı	-	-	-	-	-	-	
			発症	1	ı	ı	2	ı	_	1	-	_	_	3	_	1	8	
	05	網膜芽腫	初診	ı	ı	ı	-	ı	-	ı	ı	-	-	-	-	-	-	8
I			小慢	-	-	-	-	-	-	-	-	_	_	_	_	-	_	
С			発症	ı	1	1	4	2	-	1	ı	3	3	-	3	-	18	
С	06	腎腫瘍	初診	-	-	-	_	-	_	-	-	-	-	-	-	_	_	18
С			小慢	-	-	-	_	-	_	-	-	-	-	-	-	_	_	
			発症	3	ı	-	1	1	1	1	-	1	1	1	-	_	10	
Π.	07	肝腫瘍	初診	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	10
			小慢	_	-	-	_	-	_	-	-	-	-	-	-	_	_	
۲			発症	-	-	1	2	-	4	2	2	1	3	1	2	-	18	
	08	悪性骨肉腫	初診	-	-	-	_	-	_	-	-	-	-	1	-	_	1	19
			小慢	-	-	-	_	-	_	-	-	-	-	-	-	-	_	
			発症	2	1	-	2	2	_	2	1	-	1	1	2	_	14	
	09	軟部肉腫など	初診	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	_	14
			小慢	_	-	-	_	-	_	-	-	-	-	-	-	_	_	
			発症	1	1	3	2	1	2	4	-	2	2	2	3	-	23	
	10	胚細胞性腫瘍など	初診	-	-	1	-	1	-	-	-	_	2	_	_	-	4	27
			小慢	-	-	-	-	-	_	-	-	_	-	_	_	_	_	
			発症	1	1	-	1	2	-	-	-	1	1	_	_	-	7	_
	11 上皮性腫瘍および悪性黒色腫		初診	-	-	-	_	-	1	-	-	_	_	_	-	_	1	8
			小慢	-	-	-	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	
	12 公叛不能なが		発症	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	3	
	12 分類不能ながん		初診	-	1	-	-	-	-	-	_	_	-	-	_	-	1	4
			小慢	-	_	-	-	-	-	-	-	_	_	_	-	-	_	
			発症	32	24	32	32	28	33	33	40	30	34	32	18	4		
	合 計		初診	2	3	3	4	4	2	-	-	2	2	1	-	-	23	399
			小慢	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	

男女を合計すると、平成 19 年が最も罹患数が多い。男女を合計しても、大きな罹患数の変化は見受けられなかった。

3 居住地別等で見る罹患状況

ここでは、罹患数を診断時期の現住所と母妊娠時の住所(地域)別で比較した。

また、診断時期別と現住所別を一つの表にまとめた。

地域により母数となる人口や人口構成比も異なるので、一概には比較できないが、人口の多い青森、 津軽、八戸地域が他の地域よりも多かった。

単位:人

				TD 12-	=r / -	- 14 /5	<i>l</i> 7±	DE V	·	. 四 . 八
				現住	所(二	次保	健 医療	圏)		
	9	男 女 計	青 森 地域	津 軽地域	八 戸地域	西北五 地域	上十三 地域	下 北地域	不明	合計
	01	白血病など	31	22	31	14	16	7	_	121
	02	リンパ腫など	10	11	13	4	7	3	_	48
	03	中枢神経系腫瘍	18	23	15	14	14	4	_	88
I C	04	神経芽腫などの 末梢神経腫瘍	11	7	9	5	_	2	ı	34
С	05	網膜芽腫	2	1	1	2	2	_	-	8
	06	腎腫瘍	6	2	4	1	5	_	-	18
С	07	肝腫瘍	2	2	2	2	1	1	-	10
	80	悪性骨肉腫	2	5	6	2	4	_	_	19
I	09	軟部肉腫など	2	2	4	4	2	_	_	14
ド	10	胚細胞性腫瘍など	8	9	6	3	1	_	-	27
	11	上皮性腫瘍およ び悪性黒色腫	4	2	1	-	1	1	_	8
	12	分類不能ながん	ı	1	2	1	_	_	-	4
	2	計	96	87	93	52	53	18	-	399

単位:人

				母	妊娠時	住所(二次保健	医療圏)		
	9	男女計	青森	津 軽	八戸	西北五	上十三	下 北	その他	不明	合計
			地域	地域	地域	地域	地域	地域	(県外)	-11-60	
	01	白血病など	25	17	25	11	12	4	13	14	121
	02	リンパ腫など	5	9	11	2	5	1	4	11	48
	03	中枢神経系腫瘍	11	14	5	12	9	2	5	30	88
C	04	神経芽腫などの 末梢神経腫瘍	10	6	7	6	-	2	-	3	34
С	05	網膜芽腫	_	1	_	2	1	_	1	3	8
С	06	腎腫瘍	5	2	3	-	4	_	1	3	18
	07	肝腫瘍	2	2	2	ı	1	1	ı	2	10
	08	悪性骨肉腫	1	3	3	2	2	-	1	7	19
- 1	09	軟部肉腫など	2	2	3	4	2	l	ı	1	14
ド	10	胚細胞性腫瘍など	5	8	3	1	1	1	ı	8	27
	11	上皮性腫瘍およ び悪性黒色腫	3	1	_	I	-	1	1	2	8
	12	分類不能ながん	1	1	ı	1	ı	ı	-	2	4
	Ę	計	69	66	62	41	37	12	26	86	399

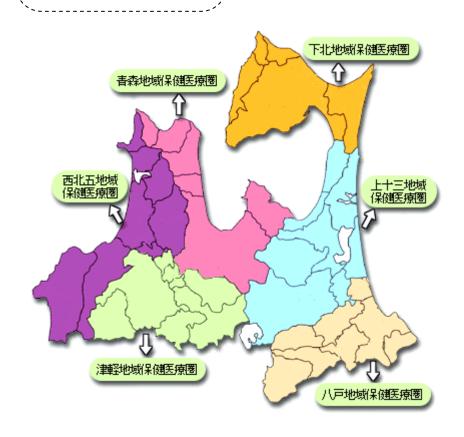
※母妊娠時の住所は、調査票に記入されたデータを基に算出しており、記載されていない場合は不明 として計上している。

単位:人

								+ 12 . 7
E	男女計		現住所	斤 (二次	保健医	寮 圏)		合計
7		青森地域	津軽地域	八戸地域	西北五地域	上十三地域	下北地域	口削
小り	見がん患者数	96	87	93	52	53	18	399
	平成 12 年	8	9	6	4	-	3	30
	平成 13 年	7	4	5	3	ı	1	20
	平成 14 年	5	5	5	6	4	4	29
	平成 15 年	12	3	5	4	4	2	30
診	平成 16 年	10	3	7	3	4	-	27
bler*	平成 17 年	7	6	9	3	5	_	30
断	平成 18 年	6	7	2	3	5	1	24
時	平成 19 年	10	8	5	2	4	2	31
	平成 20 年	4	7	5	6	3	-	25
期	平成 21 年	6	5	5	4	4	_	24
	平成 22 年	7	9	7	1	4	1	29
	平成 23 年	4	4	5	1	1	1	16
	平成 24 年	_	1	1	3	-	-	5
	不 明	10	16	26	9	15	3	79
18	歳未満人口	49, 960	46, 058	55, 711	21, 179	29, 984	12, 708	215, 600
(💈	参考)総人口	325, 458	305, 342	335, 415	143, 817	183, 764	79, 543	1, 373, 339

※18 歳未満人口と総人口は平成22年国勢調査結果より

青森県の二次保健医療圏



4 母親の職業別で見る罹患状況

母体が子どもに与える影響は大きいので、母の職業についてもモニタリングしている。職業の人口構成比の違いもあり、一概には比較できないが、「働いていない方」の子どもの罹患数が一番多く、次いでサービス業が多かった。

単位:人

	男	+ =1						母		の		職		弟	Ė				스크
	五	女 計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11)	12	13	14)	15	不明	合計
	01	白血病など	3	-	-	-	-	5	-	-	8	3	-	25	4	ı	54	19	121
	02	リンパ腫など	2	-	-	-	_	3	ı	-	6	2	ı	8	1	2	13	11	48
	03	中枢神経系腫瘍	1	ı	ı	ı	1	7	1	ı	3	ı	ı	19	1	1	25	29	88
I C	04	神経芽腫などの 末梢神経腫瘍	1	ı	ı	ı	ı	ı	ı	1	2	1	ı	8	ı	ı	18	3	34
С	05	網膜芽腫	-	1	-	_	-	-	1	-	-	-	1	1	2	-	2	3	8
	06	腎腫瘍	-	1	-	_	-	1	1	-	-	-	1	4	1	1	8	3	18
С	07	肝腫瘍	1	1	-	-	1	-	1	-	ı	-	ı	-	1	2	5	2	10
	08	悪性骨肉腫	1	-	_	_	1	1	-	-	1	_	ı	4	1	-	3	7	19
	09	軟部肉腫など	3	-	ı	1	1	1	-	-	ı	-	ı	1	ı	-	7	1	14
ド	10	胚細胞性腫瘍など	1	ı	ı	ı	ı	2	ı	ı	1	ı	ı	8	ı	ı	6	9	27
	11	上皮性腫瘍およ び悪性黒色腫		ı	ı	ı	-	ı	ı	ı	ı	l	ı	1	1	ı	3	3	8
	12	分類不能ながん	1	-	-	-	-	1	_	-	-	_	_	-	-	-	ı	2	4
	合	計	13	-	-	1	2	21	1	1	21	6	-	79	12	6	144	92	399

※母の職業は、調査票に記入されたデータを基に算出しており、記載されていない場合は不明として 計上している。

※産業分類※

①…農業、②…林業、③…漁業、④…鉱業、⑤…建設業、⑥…製造業、⑦…電気・ガス・熱供給・水道、⑧…運輸・通信業、⑨…卸売・小売業、飲食店、⑩…金融・保険業、⑪…不動産業、⑰…サービス業、⑬…公務、⑭…分類不能の産業、⑮…なし

5 年齢階級別で見る罹患状況(発症時)

罹患数を5歳刻みの年齢階級別で比較した。

なお、全て18歳未満であるが、発症年月日が不明なケースは「不明」として計上している。

単<u>位:人</u>

		男性		年		歯令		合計
		为 注	0~4歳	5~9 歳	10~14 歳	15~18 歳未満	不明	
	01	白血病など	30	10	13	10	1	64
	02	リンパ腫など	5	10	11	3	2	31
	03	中枢神経系腫瘍	8	9	16	7	4	44
I C	04	神経芽腫などの末 梢神経腫瘍	19	I	-	1	1	19
С	05	網膜芽腫	4	ı	-	1	ı	4
	06	腎腫瘍	7	1	-	-	-	7
C	07	肝腫瘍	3	1	2	-	-	5
Π.	08	悪性骨肉腫	-	3	2	5	1	11
	09	軟部肉腫など	3	2	3	1	-	9
F	10	胚細胞性腫瘍など	4	2	2	4	3	15
	11	上皮性腫瘍および 悪性黒色腫	1	-	1	1	1	3
	12	分類不能ながん	_	_	1	1	ı	2
			84	36	51	32	11	214

単位:人

女性			年		凿令		合計	
	5 E		0~4 歳	5~9 歳	10~14 歳	15~18 歳未満	不明	百亩
	01	白血病など	17	16	19	3	2	57
	02	リンパ腫など	3	3	5	4	2	17
	03	中枢神経系腫瘍	12	15	7	1	9	44
I C	04	神経芽腫などの末 梢神経腫瘍	11	1	3	-	I	15
С	05	網膜芽腫	4	1	1	ı	1	4
С	06	腎腫瘍	9	1	2	1	1	11
	07	肝腫瘍	3	1	1	1	1	5
	08	悪性骨肉腫	2	1	6	ı	1	8
ı	09	軟部肉腫など	1	3	1	ı	1	5
F	10	胚細胞性腫瘍など	1	4	5	1	1	12
	11	上皮性腫瘍および 悪性黒色腫	1	2	1	-	1	5
	12	分類不能ながん	_	_	1		1	2
		<u>合</u> 計	64	44	51	10	16	185

単位:人

	m 4 =1		年		凿	∧ =1	
	男女計	0~4歳	5~9 歳	10~14 歳	15~18 歳未満	不明	合計
	01 白血病など	47	26	32	13	3	121
	02 リンパ腫など	8	13	16	7	4	48
	03 中枢神経系腫瘍	20	24	23	8	13	88
I	04 神経芽腫などの末 梢神経腫瘍	30	1	3	-	-	34
С	05 網膜芽腫	8	-	-	-	-	8
C	06 腎腫瘍	16	-	2	-	-	18
U II	07 肝腫瘍	6	-	3	1	-	10
_	08 悪性骨肉腫	2	3	8	5	1	19
・ド	09 軟部肉腫など	4	5	4	1	-	14
	10 胚細胞性腫瘍など	5	6	7	5	4	27
	11 上皮性腫瘍および 悪性黒色腫	2	2	2	1	1	8
	12 分類不能ながん	-	-	2	1	1	4
	· 合 計	148	80	102	42	27	399

5 歳刻み別で見ると、男女共に 0 歳~4 歳の階級が最も罹患数が多く、10~14 歳の階級が 2 番目に多かった。罹患数が最も少ないのは 15 歳~18 歳の階級であった。

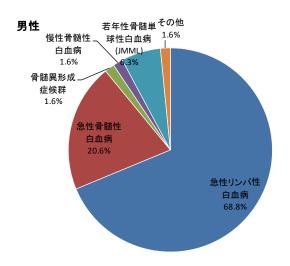
6 白血病に特化した罹患状況

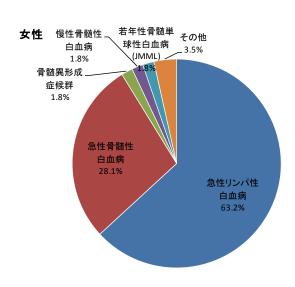
ここでは、小児がんの中で最も罹患割合の高い、血液の病気である白血病についてその罹患数を比較した。

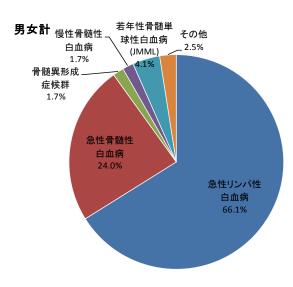
最も多かったのが、急性リンパ性白血病であり、男女の罹患数にほとんど差は無かった。

単位:人

	男性	女性	計
急性リンパ性白血病	44	36	80
急性骨髄性白血病	13	16	29
骨髄異形成症候群	1	1	2
慢性骨髄性白血病	1	1	2
若年性骨髄単球性白血病(JMML)	4	1	5
その他	1	2	3
合計	64	57	121





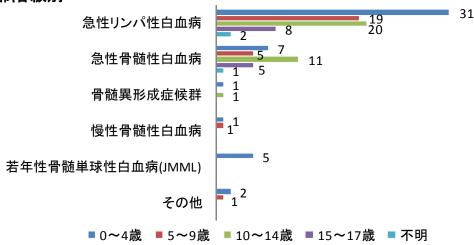


単位:人

男女計	0~4歳	5~9歳	10~14 歳	15~17 歳	不明	合計
急性リンパ性白血病	31	19	20	8	2	80
急性骨髄性白血病	7	5	11	5	1	29
骨髓異形成症候群	1	-	1	_	_	2
慢性骨髄性白血病	1	1	-	_	-	2
若年性骨髄単球性白血病(JMML)	5	-	1	-	-	5
その他	2	1	ı	-	_	3
合計	47	26	32	13	3	121

※発症年月日が不明なケースは「不明」として計上している。

年齢階級別



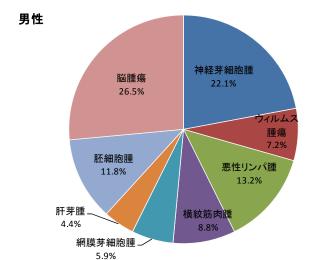
年齢階級別に見ても、全体の年齢階級別の構成比とほとんど変わらなかった。ただ、急性骨髄性白血病については、10~14歳の階級が最も多かった。

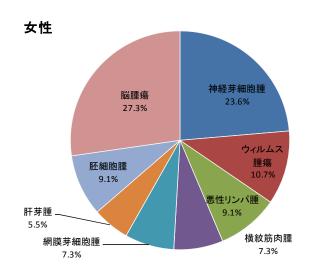
7 小児によく見られるがん

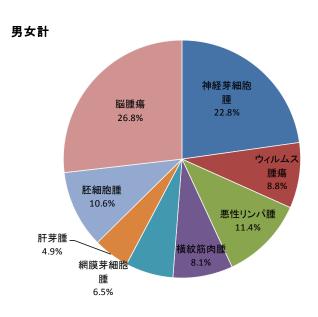
ここでは、小児によく見られるがんを掲載した。

単位:人

	男性	女性	計
神経芽細胞腫	15	13	28
ウィルムス腫瘍	5	6	11
悪性リンパ腫	9	5	14
横紋筋肉腫	6	4	10
網膜芽細胞腫	4	4	8
肝芽腫	3	3	6
胚細胞腫	8	5	13
脳腫瘍	18	15	33
合計	68	55	123







単位:人

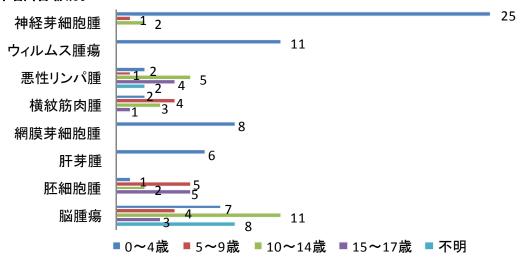
男 女 計	0~4歳	5~9歳	10~14 歳	15~17 歳	不明	合計
神経芽細胞腫	25	1	2	-	-	28
ウィルムス腫瘍	11	-	_	-	-	11
悪性リンパ腫	2	1	5	4	2	14
横紋筋肉腫	2	4	3	1	-	10
網膜芽細胞腫	8	_	-	-	_	8
肝芽腫	6	-	_	-	-	6
胚細胞腫	1	5	2	5	-	13
脳腫瘍	7	4	11	3	8	33
合計	62	15	23	13	10	123

※発症年月日が不明なケースは「不明」として計上している。

頻度の高い小児がんの中で、神経芽細胞腫、ウィルムス腫瘍、網膜芽細胞腫、肝芽腫については、0~4歳の罹患数が圧倒的に多かった。

また、悪性リンパ腫は10歳以上に多く、脳腫瘍は10~14歳の階級が最も多かった。

年齢階級別



参 考 資 料

青森県小児がん等がん調査事業実施要綱

青森県小児がん等がん調査事業実施要綱

(目 的)

第 1 核燃料再処理施設に対する青森県民の健康不安の解消に資するために、青森県は国との連携の下に、青森県小児がん等がん調査事業(以下「事業」という。)を実施する。

(事務局)

第2 青森県は、第3第1号に規定する青森県小児がん等がん調査委員会(以下「委員会」いう。)の 事務局(以下「事務局」という。)を担当する。

(事業の実施内容)

- 第3 事業の実施内容は次のとおりとする。
 - (1) 青森県小児がん等がん調査委員会等の設置
 - ① 事業を円滑に実施するため、委員会を設置する。
 - ② 委員会は、小児がん等がん調査(以下「調査」という。)の具体的内容の選定・評価、収集データの分析、総合的な評価及び報告書の作成等を行うものとする。
 - ③ 特定の課題等の具体的な検討作業等を行うため、必要に応じて、専門家の参画を得ることができるものとする。
 - ④ その他委員会の設置及び運営については、別に定める。
 - (2) 小児がん等がん調査の実施等
 - ① 調査は、小児がん等に関する調査の具体的内容を掲載した調査票(以下「調査票」という。) を青森県内の医療機関に配布、回収するとともに、調査票を記入及び提出した医療機関に対し て調査票記入内容を照会する等により行われる。
 - ② 調査票の様式は委員会において作成する。
 - ③ 事務局は、青森県内の医療機関に調査票の記入及び提出に関する協力を求めるとともに、 調査票を記入し提出した医療機関に対して提出された調査票1部ごとに別に定める情報提供料 を支払うものとする。
 - ④ 事務局は、調査票の回収及び調査票を記入及び提出した医療機関に対する調査票記入内容の照会等の詳細な調査、調査結果の集計及び解析作業について、弘前大学大学院医学研究科に委託して実施するものとする。
 - ⑤ その他調査の実施について必要な事項は、別に定める。
 - (3)総合的な評価
 - ① 事務局は、事業の委託先である弘前大学大学院医学研究科で集計・解析された小児がん等に係るデータ(以下「小児がん等のデータ」という。)と青森県がん登録事業実施要綱(昭和63年5月23日制定)に基づく青森県がん登録事業の委託先である財団法人青森県総合健診センター(以下「総合健診センター」という。)で集計・解析された成人がんのデータ(以下「成人がんのデータ」という。)を併せ委員会に提供するものとする。この場合において事務局は、総合健診センターに成人がんのデータの提供を依頼するとともに、弘前大学大学院医学研究科と総合健診センター間の調査・解析データの有機的連携が図られるよう調整等を行うものとする。
 - ② 委員会は、事務局から提示された小児がん等のデータと成人がんのデータをもとに事業の目的

に照らした総合的な評価を行うものとする。

(4) 公表

委員会は、前号における総合的な評価を行ったときは、その内容に関する報告書を作成し、事務局を担当する青森県は、報告書を県民に公表するものとする。

(事業の再検討)

第4 国及び青森県は、事業の実施及びその内容について、核燃料再処理施設操業開始年度の前年度に 再検討を行うものとする。

(委 任)

第5 その他事業の実施に当たり必要な事項については、別に定める。

附則

この要綱は、平成11年8月5日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

青森県小児がん等がん調査委員会設置運営要綱

青森県小児がん等がん調査委員会設置運営要綱

(趣 旨)

第1 この要綱は、青森県小児がん等がん調査事業実施要綱(以下「実施要綱」という。)第3第1号に基づく青森県小児がん等がん調査委員会(以下「委員会」という。)等の設置及び運営に関する事項を定めるものとする。

(所掌事項)

- 第2 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
- (1) 実施要綱第3第2号における調査票様式の作成
- (2) 実施要綱第3第3号における総合的な評価
- (3) 実施要綱第3第4号における報告書の作成
- (4) その他青森県小児がん等がん調査事業の実施に必要な事項の検討等

(委員会の構成及び任期等)

- 第3 委員会は、次の分野の委員 15 人以内で構成し、委員は事務局を担当する青森県が委嘱するものとする。
 - (1) 小児がんに係る医療に関する学識経験者 概ね4人
- (2) 青森県内外の疫学等に関する学識経験者 概ね7人
- (3) 青森県医師会関係者 2人
- (4) 青森県内の自治体病院関係者 1人
- 2 委員会の委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は前任者 の残任期間とする。

(委員会の組織)

- 第4 委員会に委員長及び副委員長を各1人置く。
- 2 委員長及び副委員長は、事務局を担当する青森県が委嘱する。
- 3 委員長は、委員会の事務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会 議)

- 第5 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 2 委員長は、会議の議長となる
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

附則

- 1 この要綱は、平成11年8月5日から施行する。
- 2 第3第2項の規定にかかわらず、平成11年度に委嘱された委員の任期は、平成13年3月31日までとする。

附則

1 この要綱は、平成13年2月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成13年3月12日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

青森県小児がん等がん調査委員会委員名簿

(任期:平成23年4月1日から平成25年3月31日まで)

区分	氏 名	職名等				
小児がんに係る	◎伊藤 悦朗	弘前大学大学院医学研究科小児科学講座教授				
医療関係学識	須貝 道博	弘前大学医学部附属病院小児外科准教授				
経験者	中澤 満	弘前大学大学院医学研究科眼科学講座教授				
	嶋 昭紘	公益財団法人環境科学技術研究所顧問 (東京大学名誉教授)				
	秋葉 澄伯	鹿児島大学大学院医歯学総合研究科教授				
	髙井 良尋	弘前大学大学院医学研究科放射線科学講座教授				
青森県内外の 疫学等の学識 経験者	中路 重之	弘前大学大学院医学研究科長 (青森県生活習慣病検診管理指導協議会 生活習慣病登録・評価部会がん登録委員会委員長)				
	吉永 信治	独立行政法人放射線医学総合研究所 福島復興支援本部 健康影響調査プロジェクト 上席研究員				
	工藤 淳子	上北地域県民局地域健康福祉部保健総室長				
青森県医師会	苫米地 怜	公益社団法人青森県医師会常任理事 (苫米地レディースクリニック院長)				
関係者	工藤協志	公益社団法人青森県医師会 (工藤こども医院院長)				
青森県内の自治 体病院関係者	立花 直樹	全国自治体病院協議会青森県支部 (青森県立中央病院中央診療部門長)				

◎:委員長、○:副委員長

青森県小児がん等がん調査実施要領

青森県小児がん等がん調査実施要領

(目 的)

第1 この要領は、青森県小児がん等がん調査事業実施要綱(平成11年8月5日制定。以下「事業実施要綱」という。)第3第2号に規定する小児がん等がん調査(以下「調査」という。)の実施内容を 定めるものである。

(実施主体)

- 第2 調査の実施主体は、青森県とする。
- 2 調査のうち、事業実施要綱第3第2号④に規定する調査票の回収及び調査票を記入、提出した医療 機関に対する記入内容等の詳細な調査については、弘前大学大学院医学研究科小児科学講座において 実施するものとする。

(対象疾病)

第3 調査の対象となる疾病(以下「対象疾病」という。)は、小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱(昭和49年5月14日付け厚生省発児第128号厚生事務次官通知)第3に規定する対象疾病のうち、 悪性新生物として分類されるものとする。

(調査対象者)

第4 調査対象者は、青森県に住所を有し、平成12年1月以降に対象疾病の発症が確認された発症時年齢が満18歳未満の小児等とする。

(調査票等の種類及び実施方法等)

第5 調査票等の種類は、次のとおりとする。

調査票の種類	調査票の目的	提出先	
調査票I(保護者記入票)	調木製色学の登録	青森県健康福祉部	
(第1号様式)	調査対象者の登録	がん・生活習慣病対策課	
調査票Ⅱ(医師記入票)	調査対象者の登録	青森県健康福祉部	
(第2号様式)	神色対象在の金数	がん・生活習慣病対策課	
情報提供料請求書	情報提供に対する謝	青森県健康福祉部	
(第3号様式)	金	がん・生活習慣病対策課	

(県外医療機関の取扱い)

第6 調査対象者が県外の医療機関に受診していることが判明した場合は、事業実施要綱第3第2号③ の規定にかかわらず、当該医療機関に対して調査の協力を求めて実施するものとする。

(インフォームドコンセント)

- 第7 調査は、調査対象者及び保護者(以下「調査対象者等」という。)の同意を得て実施されるものとする。
- 2 調査対象者等の同意の可否については、調査票Ⅱ (第2号様式) の記入を行う医療機関において調

査票 I (第1号様式) を調査対象者等に提示、調査対象者等の署名により確認するものとする。

3 調査票Ⅱ (第2号様式) を記入し提出する医療機関は、記入後の調査票Ⅱ (第2号様式) に前項の 調査票Ⅰ (第1号様式) を添えて県に提出するものとする。

(情報提供料)

- 第8 県は、調査票Ⅱ (第2号様式) を記入し提出した医療機関に対して、情報提供料を支払うものとする。
- 2 情報提供料の額は、調査対象者 1 人につき調査票Ⅱ (第2号様式)を1部(同一医療機関が同一疾病により複数回提出する場合を除く。ただし、寛解後同一疾病が再発した場合はこの限りでない。) 提出するごとに 5,000 円とする。
- 3 調査票Ⅱ (第2号様式) を記入し提出する医療機関は、記入後の調査票Ⅱ (第2号様式) に情報提供料請求書 (第3号様式) を添えて提出するものとする。

(小児慢性特定疾患治療研究事業との連携)

第9 調査の実施にあたっては、小児慢性特定疾患治療研究事業との連携を図るものとする。

(秘密の保持)

第10 調査関係者は、調査で知り得た個人情報が、他に漏洩することのないように厳重に管理しなければならない。

附則

- この要領は、平成 11 年 12 月 7 日から施行し、平成 12 年 1 月 1 日から適用する。 附 即
- この要領は、平成12年3月7日から施行する。

附即

- この要領は、平成13年2月28日から施行する。
- この要領は、平成13年3月28日から施行し、平成13年4月1日から適用する。
- この要領は、平成15年2月28日から施行する。

附則

附則

- この要領は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。 附 則
- この要領は、平成18年2月21日から施行する。
- この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。 附 則
- この要領は、平成 20 年 2 月 22 日から施行する。 附 則
- この要領は、平成21年2月3日から施行する。 附 則
- この要領は、平成23年6月9日から施行する。
- この要領は、平成24年5月1日から施行する。

青森県小児がん等がん調査について

患者(ご家族)への調査のお願い

青森県六ヶ所村の再処理施設に対しては、県民の中には健康に対する不安をお持ちの方もいらっしゃいます。

再処理施設の操業に当たっては、国による安全審査により、住民の方々の健康に影響がないよう厳格な規制が行われていますが、県では、県民の健康に対する不安解消の一助となるよう、国と連携して、県内における小児の腫瘍性疾患の発症状況を再処理施設操業開始前から継続的に把握することにしました。県内全体の調査結果を集計したものについては、専門家により分析・評価を行い、公表していくこととしております。

つきましては、本調査の趣旨を御理解いただき、調査への御協力をお願い申し上げます。

なお、この調査によって得られた個人の情報は厳密に守られ、調査結果は集計した上で公表されますので、個人名が外部にもれることは決してありません。

また、このたびお伺いした事項のほか、後日改めてお話をお伺いする場合もありますので、その際には、重ねての御協力をよろしくお願い申し上げます。

青森県健康福祉部がん・生活習慣病対策課 電話 017(734)9216

調查協力承諾確認

小児がん等がん調査について、次のとおり

氏 名				(続柄)
	平成	年	月	日	
調査協力を承諾しま	せん。				
調査協力を承諾しま	す。				

調査票1 (保護者記入票)

I お子さんの氏名・住所等

1 2 1 C N O K Z						
フリガナ ①お子さんの氏名					性別	男・女
②生年月日	(西曆)	年	月	日		
③現住所	都·道· 府·県		市・ 町・村		(居住開始の 年)時期) 月~
	都·道· 府·県		市 · 町·村		年年	月から 月まで
④お子さんの居住歴 (新しい順に記入して	都·道· 府·県	•	市・ 町・村		年年	月から 月まで
ください。なお、現在	都·道· 府·県		市・ 町・村		年年	月から 月まで
の住所と変わりがなけ れば記入不要です)	都·道· 府·県		市· 町·村		年年	月から 月まで
	都·道· 府·県		市・ 町・村		年年	月から 月まで
⑤ お母さんがお子 さんを妊娠して以降	都·道· 府·県		市· 町·村		年年	月から 月まで
の居住歴(現在の住	都·道· 府·県		市· 町·村		年年	月から 月まで
所と変わりがなければ 記入不要です)	都·道· 府·県		市・ 町・村		年 年	月から 月まで

II 両親の職業 (該当番号を選んでください)父 (分類番号) 母 (分類番号)

職	業(産業の分類)	具体的な職業の例
1	農業	穀作、穀作以外のほ場作物、果樹・樹園、施設園芸、畜産、養蚕、各種農業、農業サービス、園芸サービス
2	林業	育林、製薪・木炭製造、素材生産、林業サービス、その他林業
3	漁業	捕鯨、一般海面、内水面、海面養殖、内水面養殖
4	鉱業	金属鉱業、石炭・亜炭鉱鉱業、原油・天然ガス工業、非金属鉱業
(5)	建設業	総合工事、職別工事、設備工事、一般土木建築工事、舗装工事、しゅんせつ工事、建築工事、大工工事、とび・土工、コンクリート工事、鉄骨・鉄筋工事、石工・れんが・タイル・ブロック工事、左官工事、屋根工事、板金、金物工事、塗装工事、その他職別工事、電気工事、電気通信・信号装置工事、管工事、さく井工事、その他設備工事
6	製造業	食料品、飲料・飼料・たばこ、繊維、衣服その他繊維製品、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、出版・印刷・同関連産業、化学工業、石油製品・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮、窯業・土石製品、鉄鋼、非鉄金属、金属製品、一般機械器具、電気機械器具、輸送用機械器具、精密機械器具、その他の製造業
7	電気・ガス・熱供給・水道業	電気・ガス・熱供給・水道業
8	運輸・通信業	鉄道業、道路旅客運送、道路貨物運送、水運、航空運輸、倉庫、運輸に付帯するサービス業、通信
9	卸売・小売業、飲食店	卸売、各種商品小売、織物・衣服・身のまわり品小売、飲食料品小売、自動車・自転車小売、家具・建具・じゅう器小売、その他小売業、一般飲食店、その他飲食店
10	金融・保険業	銀行・信託、その他金融、証券・商品取引、保険・保険媒介代理・保険サービス
11	不動産業	不動産取引、不動産賃貸・管理、貸家・貸間業
12	サービス業	物品賃貸、旅館・その他宿泊所、家事サービス、洗濯・理容・浴場、その他個人サービス、映画・娯楽業、放送、駐車場、自動車整備、その他修理業、協同組合、情報サービス・調査・広告、その他の事業サービス業、専門サービス業(法律・会計・税理、獣医、設計、個人教授、デザイン等)、医療、保健衛生、廃棄物処理、宗教、教育、社会保険、社会福祉、学術研究機関、政治・経済・文化団体、その他サービス業、外国公務
13	公務	国家公務、地方公務
14)	分類不能の産業	具体的な内容を記載してください。 ()
<u>15</u>	なし	

記入者(保護者)氏名

調査票2 (医師記入票)

I 医療機関名等 (※は集計整理欄につき記入不要)

- HMMMH 1	(75(13))(6) = 2 (6) (7)	, , ,			
(1) 医療機関名			※医療機関 コード	*	
(2) 診療科名			※整理番号	*	
(3)本調査票記載医師					
(4) 連絡先	TEL	FAX			
(5)紹介医療機関(前医)			※医療機関コード	*	
(6) 情報提供者	1. 母・2. 父・3. その他(患児との続柄)				

Ⅱ 患児について

(1)発病(発見)時期	(西曆)	年	月	日		
(2) 初診の時期	(西曆)	年	月	日		
(3)診断年月日	(西曆)	年	月	日		
(4) 初診の医療機関名					※医療機関コード	*

Ⅲ. 診断病名等

血, 砂树州石寺	I		
(1) 診断病名			(2) I CD コード
(2) 診断根拠等)すべてに○印を付し 2.X線検査	- ·
	4. 超音波	5. CT	6. MR I
	7. R I	8. 細胞診	9. 手術 (肉眼)
	10. 剖検	11. 病理組織診断	12. その他 〔 〕

調査票3 (医師記入票)

	患者名			歳 カ月,	男り	ズ	
	登録施設初診日_(西暦) 年	月	日 :	登録施設		
	診 断			ICD コート	3		
•/	1111444						
*	出生体重		+ 10 ()	: <i>L</i> 7		\	
※	特記すべき既往疾						
※							_
*	現有する基礎疾患	·)	
*	該当する診断疾患	こついて以下の頃	日(診断時	りを記入し	(LSN.º		
1	白血病あるいは前	白血病(ALL,AML,	, CML, CLL	z, MDS, 血球	《貪食症候群,	その他)	
	①末 梢 血 (WBC						
	②骨 髄 (CC					, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
	③染 色 体 正)			
	④FAB 分 類()	,			
	⑤合 併 症 な)	1		
2	悪性リンパ腫						
	ホジキン病	部位 ()	組織型()	
	非ホジキン病	部位 ()	組織型()	
	病期I	, II , III , I	IV				
3	神経芽腫,腎悪性						
	原発部位()	病期()小児外和	¥学会	
	組織分類())	II. (NH LI	mA 1.11 \ 1t	
	(※神経芽細胞腫の						
	※神経芽細胞腫の	易合、 一経芽胆、	仲経節腫及	び伸経節芽	連のいすれから	4分類してく7	たさい
4	網膜芽腫						
•	部 位 (左眼	. 右眼. 面	眼)	声 期()		
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	//- //- (,		
5	脳腫瘍						
	局 在 ①テン	ト上 原発部位(), テント	下 原発部位	()
	② 右,	左 , 両側にま	ミたがる ,	中央,	該当せず		
	腫瘍の数単	発, 多発,	その他(播	種)			
	腫瘍の性状 dis	ffuse, circumscr	ibed, soli	d, cystic			
	病理診断 ()				
			+1=1=				

情報提供料請求書

¥	円

ただし、下記の患児の小児がん患者情報提供料として

患児氏名	単 価	金額	備考
	5,000円	円	

青森県小児がん等がん調査情報提供料として請求します。

青森県知事殿

平成 年 月 日

医療機関住所	
医療機関名	
代表者氏名	印

金融機関・本支店名	本・支店
口座の種別	普通・当座
口座番号	
口座名義	

青森県小児がん等がん調査事業における登録情報取扱要領

青森県小児がん等がん調査事業における登録情報取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、青森県(以下「県」という。)及び弘前大学大学院医学研究科小児科学講座(以下「小児科学講座」という。)における青森県小児がん等がん調査事業(以下「事業」という。)によって得られた登録情報の取扱について定めるものとする。

(定義)

第2 この要領における登録情報とは、事業実施要領第5に掲げた調査票(以下「調査票」という。) に記載された情報をいう。

(青森県における登録情報の管理方法等)

- 第3 県における登録情報の管理方法等は、次のとおりとする。
 - (1) 登録情報取扱者

次に掲げる健康福祉部がん・生活習慣病対策課職員とし、県は、毎年度の初回の青森県小児 がん等がん調査委員会(以下「調査委員会」という。)に報告するものとする。

課長、がん対策推進グループマネージャー、課長が毎年度指名する事業担当者及び副担当者

- (2) 登録情報の取扱経路及び保管方法等
 - ① 調査票の受付

事業担当者又は副担当者は、調査票の受付を行ったときは、調査票に受付番号を付するとと もに、調査票に記載されたデータを受付台帳に記載するものとする。

② 登録情報及び調査票の管理

前号の登録情報及び調査票は、課長の管理のもとにがん対策推進グループマネージャーが保管するものとする。なお、前号の登録情報をパーソナルコンピューターにより取り扱う場合における登録情報は、ネットワークに接続していないパーソナルコンピューターにより保管するものとする。

(3) 調査票の回付

調査票を小児科学講座に回付するときは、当該調査票に送付文書を添えて第1号に規定するいずれかの職員が同講座に持参し、第4第1号に掲げる登録情報取扱者に引き渡すものとする。

(弘前大学大学院医学研究科小児科学講座における登録情報の管理方法等)

- 第4 小児科学講座における登録情報の管理方法等は次のとおりとする。
 - (1) 登録情報取扱者

小児科学講座教授及び教授の指名する同講座職員若干名とし、小児科学講座教授は当該指名をした職員について、第1号様式により毎年4月末日までに県に報告するものとし、県は、毎年度初回の調査委員会に報告するものとする。

(2) 登録情報の取扱い経路及び保管方法

① 調査票の受付及び保管

第3第3号により県から回付された調査票及び小児科学講座が受付を行った調査票は、小児 科学講座教授の管理のもとに厳重に保管するものとする。

② 登録情報の集計・解析・保管等における管理方法

登録情報をパーソナルコンピューターを使用して集計、解析、保管等を行う場合は、ネットワークに接続していないパーソナルコンピューターにより匿名化を図って取り扱うこととし、小児科学講座教授は、当該パーソナルコンピューター取扱者を前号の登録情報取扱者に制限する等厳重に管理するものとする。

(3) 実務者会議等における登録情報の取扱

登録調査票の内容検討等を行うために実務者による会議に登録情報を記載した資料を提供 した場合は、会議終了後に当該資料を回収するとともに、小児科学講座教授の管理のもとに、 当該資料を裁断等により処分するものとする。

(集計、解析後の情報の取扱い)

- 第5 集計・解析後の情報の取扱いは次のとおりとする。
 - (1) 小児科学講座教授は、県の要請に応じて、登録情報を集計・解析したデータを県に引き渡すものとする。
 - (2) 前号により引き渡された情報の取扱いについては、第3の規定を準用する。

(委任)

第6 その他登録情報の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

附則

1 この要領は、平成14年3月19日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成15年3月27日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附則

1 この要領は、平成16年3月26日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附則

1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附則

1 この要領は、平成23年11月22日から施行する。

青森県健康福祉部がん・生活習慣病対策課長 殿

弘前大学大学院医学研究科小児科学講座 教 授

青森県小児がん等がん調査事業における登録情報取扱者について

平成 年度における登録情報取扱者を下記のとおり指名したので報告します。

記

平成 年度登録情報取扱者

職名等	氏 名	備考





©2005TOMYTEC/イラスト:みぶなつき ※「鉄道むすめ」はトミーテックが展開する、全国の鉄道事業者の制限を着たキャラクターです。

小児がん等がん調査事業報告書 ~平成25年2月集計分~ 平成25年3月発行

編集・発行 青森県健康福祉部がん・生活習慣病対策課 〒030-8570 青森市長島一丁目1番1号

電話 017-734-9216 (直通)

